

別紙様式第5号（別記5関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（グリーンな飼養体系加速化事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）第5第2項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（注1） 別添（事業実施計画）を添付すること。

（注2） 各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

(別紙様式第5号別添)

グリーンな飼養体系加速化事業 事業実施計画

事業実施年度	令和 8 年度
事業目標年度	令和 8 年度
産地戦略実施期間	令和 9 ~ 13 年度 (事業目標年度の翌年度から5年間)

(事業実施主体概要)

事業実施主体名 (ノウスイショウグリーンナシヨウタイケイキョウギカイ) 農水省グリーンな飼養体系協議会	
代表者名 農水太郎	所属・役職 グリーン農水 代表取締役
所在地 農水県農水町字農水1番地1	電話番号 111-1111-1111 Eメール nousui@go.jp

(事業実施地区)

農水町(農水地区)

(事業対象畜種)

乳用牛

※ グリーンな飼養体系の普及を図る地域とし、市町村の地区まで(複数の市町村域で取り組む場合は市町村まで)特定すること。

事業対象畜種は、ブルダウンから選択してください。

(環境負荷低減の取組の分類)

※ 検証する取組にチェックを付すこと。

✓	アミノ酸バランス改善飼料の給与	牛の暖気中のメタンを削減する飼料添加物(3-ニトロオキシプロパノール、カシューナッツ殻液)を含む飼料の給与	✓	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与	その他畜産由来の温室効果ガスの削減技術
---	-----------------	---	---	------------------	---------------------

その他畜産由来の温室効果ガスの削減に資する技術には、「その他のGHG削減に資する飼料添加物」や「強制発酵施設等での家畜排せつ物の処理」等が含まれます。
※ 当事業は飼養技術の検証のための事業ですので、家畜排せつ物の処理のみの検証はできません。

(事業実施計画に対する評価の考え方)

※「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準」の別表2(1の①及び④を除く。)の考え方を記載すること。

②-1【5ポイント】 農水町農水地区全域が特定区域に設定されている。(設定時期:R7. 6月)

②-2ア【5ポイント】 事業に参加する農業者(グリーン農水)が特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている。(認定時期:R7. 7月)

③ア【2ポイント】 事業に参加する農業者がいずれも労働の項目について就業規則を規定している。

家畜排せつ物の処理については、開放型強制発酵や密閉型強制発酵等のGHG排出係数の小さい処理方法を指します。

⑤-1【21ポイント】

アa アミノ酸バランス改善飼料の給与を検討(16ポイント)

イa アa及びアd(強制発酵施設での家畜排せつ物の処理)について検討(5ポイント)

⑤-3ア(地域内の普及目標割合)でポイントを加算する場合は、地域内の実証畜種を使用する農家戸数及び普及目標戸数を記載してください。

⑤-2【6ポイント】 参加農家戸数が2戸

⑤-3【5ポイント】

ア 実証地域内の実証畜種を飼養する農家戸数(50戸)における普及目標戸数(18戸)の割合が36%(30%以上)となっている(5ポイント)

⑤-1、⑤-2、及び⑤-3合計が上限の46ポイント満点に満たない場合に⑥のポイントを加算可能(⑤-1、⑤-2、⑤-3、⑥の合計で、上限46ポイント)。

⑥【7ポイント】

(i)アb 事業に参加する農業者(グリーン農水)が特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている。(認定時期:R7. 7月)(2ポイント)

(ii)ア 農水町が輸出事業計画に認定されており(R7.6月)、輸出相手国の求める生産物に対応した飼養に取り組むこととしている。(5ポイント)

第1 事業内容
1 事業の目的

農水町は2030年までに畜産分野における温室効果ガスの排出量を削減させる目標を立てているが、生産物の乳質や家畜の健康状態への影響が分からないことから、取組む農家がほとんどいない状況となっている。このため、アミノ酸バランス改善飼料の給与による飼養管理を検証を行うことで、牛の暖気に含まれるメタンの削減による温室効果ガス排出量の削減につなげるとともに、家畜や畜産物への影響について明確し、地域内での取組の普及、及び持続可能な畜産経営の創出を目指す。

- ※1 地域の課題を踏まえた目的、期待される環境負荷低減への効果及び地域への普及の見込み等を記載。
 ※2 目標年度を事業が終了した年度の翌年度以降とする場合は、その理由を簡潔に追記すること。

2 事業の実施体制

図示する必要はありません

農林水産町グリーンな飼養体系協議会	
組織	役割
●●農業協同組合	検討会開催/農業者との連絡調整/マニュアル作成
●●町	経理・事務/産地戦略策定/情報発信
農事組合法人●●	飼養管理/技術検証/データ収集

↓ 情報共有(協議会における検討会や調査内容等を都度農林県農林地域振興局と共有)

農林県農林地域振興局	検証の進捗管理及び検証に関する助言
------------	-------------------

- ※1 事業の実施体制について、事業に関わる者の名称及び役割を明示し、責任体制が把握できるように記載すること。
 ※2 実施体制は、次の①②について都道府県が確認済みであるものを記載すること。
 ①事業実施主体の要件を満たすこと。 ②交付金事業を実施できる能力(財政状況を含む。)を有し、かつ、交付金事務に係る経理・その他事務について適切な管理体制及び処理能力を有する体制であること。
 ※3 都道府県(普及組織)を構成員又は参加者にしなない場合においても、同組織との連携方法を記載すること。

3 事業の概要
(1) 取組概要

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
検討会(検証方針の検討)	4月	1回	農業者2名ほか	
検討会(実証結果の検討)	9~12月	数回	農業者2名ほか	
〈 グリーンな飼養体系の検証 〉				
牛体の調査	5~9月	随時	農業者2名ほか	
飼料の調製	5~9月	月1回	農業者2名ほか	
〈 飼養マニュアル・産地戦略の策定 〉				
産地戦略の策定	2~3月	1回	農業者2名ほか	
実証結果を踏まえた飼養マニュアルの策定	12~2月	1回	農業者2名ほか	
〈 情報発信 〉				
講習会を活用した実証結果の周知	2~3月	数回	農業者20名ほか	
チラシを活用した実証結果の周知	3~5月	1回	農業者140名ほか	(次年度の取組は自己負担)

取り入れる技術によって、慣行から何が変わり、どのような効果があるのかが分かるように記載

最低限、何をするのか分かるように記載

(2) グリーンな飼養体系の検証内容

作業段階	新たに取り入れる技術とその効果	検証内容等
飼料の調整	(取り入れる技術) 【新】アミノ酸バランス改善飼料の給与	●定期的に飼料内容・量を調査 ●作業日誌及び検証農家への聞き取りにより、牛の健康管理を調査 ●同牧場内の検証対象外の牛と比較して乳質を調査
	(環境負荷低減の見込み) 牛の暖気中のメタン5%削減	
家畜排せつ物処理	(地域の慣行) 対策なし	●定期的に堆肥の品質調査
	(取り入れる技術) 強制発酵施設での処理	
	(環境負荷低減の見込み) 家畜排せつ物由来のメタンの排出量95%の削減	
	(地域の慣行) 堆肥舎で堆積型発酵	

効果の見込みは、Jクレジットの方法論に記載されている算定方法で算出。(困難な場合には、代替指標として、肥育期間の短縮日数、給餌飼料に含まれるC P値の変化量、家畜排せつ物の処理方法別の排出係数等を記載)

- ※1 「作業段階」の欄は、「飼料の調整」「飼料の給与」「牛体の計測」等のように、飼養期間のどの工程に係る技術と明示して記載すること。
- ※2 (地域の慣行)の欄は、グリーンな飼養体系に追加的に記載すること。
- ※3 「検証内容等」の欄は、検証内容が最低限であることを示す。
- ※4 (取り入れる技術)の欄は、効果の分かる資料を添付すること。

原則 青 : 検証頭数 < 緑 : 産地戦略目標

* 青 > 緑は不可

* 青 = 緑の場合は、検証頭数積が必要最低限になっている理由を外的かつ合理的に整理

(3) 取組頭数

	現状年(事業開始前年) (令和 7 年度)	事業実施年 (令和 8 年度)	普及目標年 (令和 13 年度)
対象畜種の頭数	3,000 頭	3,000 頭	3,000 頭
グリーンな飼養体系の取組頭数	0 頭	20 頭	900 頭

- ※1 「普及目標年」は、産地戦略実施期間の最終年度のことを指す。
- ※2 「対象畜種の取組頭数」について、取りまとめ中等の場合は「事業実施年」及び「普及目標年」の欄を空欄にして構わない。
- ※3 「グリーンな飼養体系の取組頭数」について、「普及目標年」は、原則、「事業実施年」より拡大すること。

(別紙)

検証主体明細書

以下の者を、本事業実施計画においてグリーンな飼養体系の検証を中心的に行う農業者等(検証主体)として位置付ける。

No	検証主体名 (代表者名)	(対象畜種の頭数(頭)) グリーンな飼養体系の取組頭数(頭)		本事業における役割
		事業実施年	普及目標年	

※ 「本事業における役割」の欄には、グリーンな飼養体系の検証を中心的に行うことが分かるように記載すること。

費目

<グリーンな飼養体系の検証> 交付率：定額

費目	内容	留意事項
備品費	・事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円未満の備品に限る。
賃金	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、農場等の借上げ経費	・農業用機械・施設について、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	
資機材費	・事業を実施するために直接必要な経費 ・検証農場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・その他機器等の購入費又はリース料	
消耗品費	・事業を実施するために直接必要な経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等	
燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費	・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費	・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	